

平成17年 第4回沼田町議会定例会（2日目）会議録

平成17年12月15日（木）

午後 1時32分 開 会

1. 出席議員

議 長	9 番	吉 田 好 宏	議 員	1 番	杉 本 邦 雄	議 員
	2 番	横 山 忠 男	議 員	3 番	室 田 俊 朗	議 員
	4 番	久 保 寛	議 員	5 番	津 川 均	議 員
	6 番	山 田 英 次	議 員	7 番	上 野 敏 夫	議 員
	8 番	絵 内 勝 己	議 員	10 番	中 村 保 夫	議 員
11 番	野 道 夫	議 員	12 番	橋 場 守	議 員	
13 番	大 沼 恒 雄	議 員				

2. 欠席議員 な し

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 西 田 篤 正 君
教育委員長 植 木 和 美 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

助 役	藤 間 武 君	総務課長	金 子 幸 保 君
地域開発課長	生 沼 篤 司 君	財政課長	辻 山 典 哉 君
農業振興課長	矢 野 潔 君	住民生活課長	辻 広 治 君
建設課長	神 憲 彦 君	和風園園長	中 村 幸 雄 君
旭寿園園長	田 中 聡 君		

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 松 田 剛 君 次 長 金 平 嘉 則 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 浅 野 信 行 君 書 記 斉 藤 真 二 君

(開会宣言)

○議長（吉田好宏議長）ご苦労様です。ただ今定足数に達しておりますので、これより2日目の会議を開きます。

(会議録署名議員の指名)

○議長（吉田好宏議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、12番 橋場議員、5番 津川議員を指名致します。

(議案の一括審議)

○議長（吉田好宏議長）次に議案の一括議題についてお諮り致します。日程第2、議案第68号。指定管理者の指定について、スコーレセンター他についてから、日程第9、議案第75号。指定管理者の指定について、沼田町在宅老人デイサービスセンターまでの8件は、先般の第3回定例会において議決した、沼田町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例に伴う指定であります。関連議案でありますので、この際、この8件を一括して議題に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認めます。よって議案第68号から75号は一括して議題とすることに決しました。

一括して提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）議案第68号、指定管理者の指定について、スコーレセンター他、公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。1、施設の名称、スコーレセンター、沼田町農業者健康管理施設、沼田町陶芸館、沼田町自然環境センター、幌新いこいの森公園。2、指定管理者となる団体の名称、株式会社沼田開発公社。3、指定の期間、3年間、平成18年4月1日から平成21年3月31日まで。平成17年12月14日提出、町長名でございます。

議案第69号、指定管理者の指定について、沼田自動車学校他、以下については省略させていただきます。1、施設の名称、沼田自動車学校、沼田町交通教育研修センター。指定管理者となる団体の名称、財団法人沼田交通教育協会。指定の期間、3年間、以下省略させていただきます。平成17年12月14日提出、町長名でございます。

議案第70号、指定管理者の指定について、沼田町観光情報プラザ。1、施設の

名称、沼田町観光情報プラザ。２、指定管理者となる団体の名称、沼田町商工会。
３、指定の期間、５年間、平成１８年４月１日から平成２３年３月３１日まで。平成１７年１２月１４日提出、町長名でございます。

議案第７１号、指定管理者の指定について、コミュニティセンター。以下省略させていただきます。施設の名称といたしましては、旭町コミュニティセンター、旭町町内会。共成地区コミュニティセンター、共成行政区。東予地区コミュニティセンター、東予行政区。高穂地区コミュニティセンター、高穂２行政区。中央地区コミュニティセンター、中央行政区。指定の期間については、各５年間でございます。平成１７年１２月１４日提出、町長名でございます。

議案第７２号、指定管理者の指定について、沼田町農産物共同利用予冷施設、以下については、省略させていただきます。施設の名称、沼田町農産物共同利用予冷施設。指定管理者となる団体の名称、北いぶき農業協同組合。３、指定の期間、５年間、平成１７年１２月１４日提出、町長名でございます。

議案第７３号、指定管理者の指定について、沼田町米穀低温貯留乾燥調整施設。施設の名称については、同文でございます。２の指定管理者となる団体の名称につきましては、北いぶき農業協同組合。３、指定の期間、５年間。平成１７年１２月１４日提出、町長名でございます。

議案第７４号、指定管理者の指定について、沼田町高品質堆肥製造施設、以下については省略させていただきます。施設の名称も同文でございます。２の指定管理者となる団体の名称も北いぶき農業協同組合でございます。３番目の指定期間、５年間。平成１７年１２月１４日提出、町長名でございます。

議案第７５号、指定管理者の指定について、沼田町在宅老人デイサービスセンター。公の施設の指定管理者に下記の者を指定することについて、地方自治法第２４条の２第６項の規定により議会の議決を求める。１、施設の名称、沼田町在宅老人デイサービスセンター。２、指定管理者となる団体の名称、沼田町社会福祉協議会。３、指定の期間、３年間、平成１８年４月１日から平成２１年３月３１日まで。平成１７年１２月１４日提出、町長名でございます。

議案第６８号から議案第７５号までの８件の提案理由をご説明申し上げます。いずれも、９月第３回定例会において議決されました、指定管理者制度の導入に関わる施設ごとの指定管理者となる団体及び機関の議決でございます。各施設とも従来の団体等に引き続き管理をお願いするものですが、法律・条例の趣旨を充分理解してもらい、一層の経費の節減と活性化に努めていただけるよう、お願いしてまいりたいと思います。

なお、指定管理者として相応しい団体等が現れたり、環境が整った段階では、公募による指定も視野に入れ、対応していく考えでございます。以上よろしくご審議

の程、お願い申し上げます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、絵内議員。

○8番（絵内勝己議員）8番、絵内です。指定管理者となる団体の名称なのですが、前の時に聞いたと思うのですが、ちょっと忘れたのですが、北いぶき農業協同組合となっているのですが、北いぶき農業協同組合沼田支所と入れなくていいのですか。これは、いかがですか。

○議長（吉田好宏議長）はい、総務課長。

○総務課長（金子幸保課長）ここでは、団体の名称であります、北いぶきということで載せてございます。実際には、今、議員さんが申し述べられておられますように、沼田支所と契約するような形になろうかと思えます。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。お諮り致します。議案第68号から75号について、一括して採決を致したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって議案第68号から75号は一括して採決することに決しました。

お諮り致します。議案第68号から75号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

（一 般 議 案）

○議長（吉田好宏議長）日程第10、議案第76号。沼田町道路線の認定についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第76号、沼田町道路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により沼田町道路線を下記のとおり認定する。以下お目通しいただきたいと思えます。今回の町道として4路線を新たに認定するものでございますが、別紙の方で位置図を添付させていただいておりますが、旭町公園南線につき

ましては、平成１６年の和風園の改築工事に合わせて整備したものでございまして、和風園の進入道路として、また、公営住宅及び一般住宅への進入路として利用されているものでございます。

次に旭町西１号支線及び西２号支線につきましては、道営住宅への進入道路として平成７年と８年に北海道が整備したものでございます。町と致しましては、緊急車両等の通行確保の観点から町道に準じる道路として、今まで除雪等の維持管理を行ってきたものでございますが、今回、道の方から町道認定の要請もございまして、今回、町道に認定するものでございます。

次に高穂中央線につきましては、広域農道として今年の８月に供用を開始したものでございます。今後、沼田町と秩父別町を結ぶ流通の動脈として利用が期待されるものでございます。

以上、４路線について認定するものですが、この認定によりまして交付税の算定の基礎となります基準財政需要額として新たに約２１０万円程が加算される見込みになってございます。そのことから町財政的にも有利なことから今回認定をさせていただくものでございます。平成１７年１２月１４日提出、町長名でございます。よろしくご審議の程、お願い致します。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、１２番。

○１２番（橋場 守議員）この図面ね、町道旭町西１号支線、路線番号１６７、これ、線の引き方間違っていますね。逆ですよ。もう一本の１６８番が出ていっているところの道路に繋がっているのです。これだと線路の所にいってしまう。間違っている。

○建設課長（神 憲彦課長）この道路、東西の道路、旭町西線と言うのですが、ここに西１号線も西２号支線も両方出てくるような格好になってございます。

○１２番（橋場 守議員）出てくるのだけれども、これでいくと、曲がった所の角の所から逆に…

○建設課長（神 憲彦課長）そうですね、ここから３０ｍぐらい西側に接続になるような格好になっておりますので、申し訳ございませんが。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第７６号は、原案のとおり決することに、ご異

議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１１、議案第７７号。空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及びその共同処理する事務の変更並びに空知教育研修センター組合規約の変更等についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます、教育委員会次長。

○教育委員会次長（金平嘉則次長）議案第７７号、空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数の減少及びその共同処理する事務の変更並びに空知教育研修センター組合規約の変更等について、地方自治法、昭和２２年法律第６７号、第２８６条第１項の規定により、平成１８年３月２７日から空知教育研修センター組合を組織する地方公共団体の数を減少し、これに伴い空知教育研修センター組合規約を次のとおり変更し、及び同年４月１日からその共同処理する事務を変更し、これに伴い空知教育センター組合規約を次のとおり変更する。平成１７年１２月１４日提出、町長名でございます。

中身につきましては、若干長いので、いくつか要点を説明させていただきます。まず、目的の第１条に関しましては、従来研修を行っておりましたこの組合でございますけれども、空知教育研究所というのがありまして、その研究部門を追加することでございます。

２条の関係で名称を空知教育研修センター組合から空知教育センター組合に変更する。

それから、第３条の関係でございますけれども、構成団体の数の変更でございます。平成１８年３月２７日に岩見沢市・北村・栗沢町の廃置分合に伴う組合構成市町村の変更、要するに、合併しまして２７市町村から２５市町へ減少する。

それから、第４条関係でございますけれども、共同処理する事務につきましてですけれども、研究事業につきましては、組合市町から岩見沢・美唄・三笠を抜いた２２町村で行う。それから、夕張市が今まで研究センターを持っておりましたけれども、３月で閉鎖致しますのでそれに伴い、１８年の４月からセンターの研究部門に加入するということでございます。

それから、組合事務所の位置でございますけれども、滝川市役所から滝川市緑町３丁目６番２１号の現研修センターに変更する。

それから、第６条関係でございますけれども、今の合併の関係で組合議員を２７名から２５名に変更するというのが主な変更内容でございます。あとは、それ

に伴う文言の整理となっておりますので、よろしくご審議いただければと思います。
以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第77号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第12、議案第78号。平成17年度沼田町一般会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（辻山典哉課長）議案第78号。平成17年度沼田町一般会計補正予算について。平成17年度沼田町一般会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成17年12月14日提出、町長名でございます。別冊の補正第5号、1ページの方をお開きをお願い致します。

〔以下、平成17年度沼田町一般会計補正予算（第5号）を説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、山田議員。

○6番（山田英次議員）6番、山田です。農村野球場の件なのですが、農村野球場のスコアボードを直しましたよね。それで大変きれいになったのは良くわかるのですが、あそこに時計があったのですよね。野球場というのは、少々くるっていても一カ所の時計で全部運営するというのが建前なのです。今、この予算を見ますと7万円余ったということなのですが、やはり、あそこにコマーシャルを流したのですから、コマーシャルを流した企業が本当は寄付してくれることが一番良いのかなと思うのですが、なかなかそんな運動もしなかったということもあるので、私は、教育委員会の方が担当なのかなと思ったのですが、過日、総文の方でお聞きしたことがあるのですが、あれは教育委員会ではなくて、バックネットやなにかを直したのは建設課の方だということで野球の知っている方々であれば、本部席の上の方に小さい時計が付いたのですが、実際は

あそこであれば全部が見られないのだと、あれは向こうにいる人は見えるけれども、バックネットの裏で見ている観客には時計は見られないので、やはり、全員が見えるような位置に時計を付けていただくのが本当ではないだろうか、という意見がございましたので、ちょっとご返答を願いたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）はい、建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）建設課の方でバックネットの改修工事を今年実施させていただいた訳ですが、ご指摘のとおりあそこに大きな時計がございました。去年の台風であれが落下して壊れてしまった状況の中で、再度、同規模の時計を設置するということになれば、百万円以上の費用が掛かるというような状況でございました。そういった中で、野球連盟ともご相談を申し上げさせていただいたのですが、なんとか、経費節減の観点から同じ規模の時計は、今回、我慢していただいて、今回、バックネット側に小さな時計を設置させていただいたところでございます。ご事情をご了解いただいた中で何とかご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

○議長（吉田好宏議長）はい。

○6番（山田英次議員）それは経費も掛かるし、大変だということは良くわかっているのですけれども、それでは、ああいう立派な施設にして、直してしまっ、コマーシャルまで流しておいて、あれはコマーシャルでも流さないで、あのままやめて使わないのであれば、文句と言いますか、苦情はないのだと思うのですけれども、あれだけの施設を持っていて、立派な球場を持っていて、その時計が無ければ皆さんが全部の腕時計で運営するという訳にはいかないのだと思うのです。1時から試合開始ですよというのにみんなの時計がバラバラの時間であれば、普通であればその一カ所にあれば一番良いのだと、だから、何も100万の時計ではなくて、例えば、10万でも20万でもということもあるし、今、連盟さんが納得したという話があったのですけれども、過日、連盟の方の反省会をやった時に、ああいう施設であれば恥ずかしいのではないかと、どこの球場に行ってもキッチンと時計は有りますよと、点数のところは無くなってもこれは仕方が無いと、莫大な金が掛かるのだけれども、だけれども、時計ぐらいは、ということで今、連盟に納得していただいたという話になったのですけれども、私も連盟の役員の端くれなのですから、一向に聞いていないし、役員会の中身ではあれは来年に付けてもらいたいのだという話があったものですから、この話を課長に伺いたいということで、もう1回答弁をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）当然、山田さんが言われるようにどこからでも時計の時刻を確認するためには1m以上の大きな時計を付けなければならない。それを付

けるためには、当然、それをぶら下げる土台もそれなりの強さがないとならない。それらをふまえますと、やはり、相当な金額が掛かります。そういった中で、私共と致しましては、おっしゃるとおり一つも時計が無ければ問題だろうという事で、連盟とも相談申し上げた中でバックネット側に時計を設置させて頂いたものでございます。

少なくとも連盟の役員会の中では承知をしていないというお話ですが、私共連盟と相談させて頂いた中でバックネット側に設置をさせて頂いておりますのでその点も御理解を賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他に。13番。

○13番（大沼恒雄議員）11頁の17節、町営バス費これの3,777千円の赤字補填分。これは確定金額と思うのですが、これは何時から何時までの赤字分でどういうふうな約束事を出していたのかちょっとお知らせ願いたいです。

それから、14頁の子育て支援費の中で、保育園の運営委託料の6,365千円、これは何人分増加するとこういう金額になるのか教えて頂きたいです。

それと7頁の、1,217千円の負担金については、保育者負担分ということで理解して良かったですか。

それと15頁の農産加工場の製造費なのですが、広告料と通信運搬費の差し引きで150万、加工用原材料費が150万円減ということなのですが、これは約束していた原材料を買わなかったのか、それとも単価を下げたのか、その辺という形でこうなったのかお知らせ願いたいです。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）私の方から町営バスの負担金についてご説明申し上げたいと思います。先ほど財政課長がお話されてましたとおり、滝川・沼田線の運行補助金として3,777千円負担するものでございますが、これにつきましては平成16年の10月から17年の9月までの1年間の運行補助金として負担するものでございます。これにつきましては、JRバスから今の空知バスに移管になった際に、沿線住民で赤字補填の申し合わせをしております。

そういった中で、滝川市、新十津川町、雨竜町、北竜町、沼田町ということで、5町で負担している訳でございますが、その沼田町の負担分として、この5団体の中では1番多い金額にはなるのですが、3,777千円の負担となっておりますのでご理解賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）14頁の件でございますが、保育料の運営委託料の増額分ですが、当初予算の段階では約50名の入所処置人員をみておりましたが、年間通して約55名程度、5名程度増加していることでの補正増となっております。

それから、財源内訳の、その他の関係ですが、当然処置をした場合ですね、その保育者の所得の階層によって徴収金を頂くわけですが、その徴収金です。この中には、一時保育による保護者からの徴収金も含まれておりますのでご了解をお願い致します。

○議長（吉田好宏議長）農業振興課長。

○農業振興課長（矢野 潔課長）15 頁の農産加工場の関係でございます。原材料費を 150 万円程度減額してございますけども、特にご質問のように、原材料購入費が当初予算からみて減額となったものではございません。大変表現が難しいわけですが、多少なりとも例年にならった中で、原材料費はある程度幅を持った中で予算を計上させて頂いております。

というのは、当然色々な原料が数多くありまして、価格もその年によって変動いたす。こういった事も含めて、そういった意味で若干予算を多めに計上させて頂いております。特に、今後の原材料費の購入費をそれぞれ再検討致しまして最終的にこの科目から広告宣伝費に振り替えということで予算を計上しておりますのでご理解頂ければと思います。

○議長（吉田好宏議長）13 番よろしいですか。

○13 番（大沼恒雄議員）改めて矢野課長に質問しますが、例えばトマトの仕入れる、納入する価格を無理して下げたとかではないと理解して良いですか。

○農業振興課長（矢野 潔課長）そのとおりでございます。

○議長（吉田好宏議長）13 番。

○13 番（大沼恒雄議員）保育料の関係で、一時保育の規制というものが、今年ちょっと言われていた感じがするのですが、一時保育について、例えば仕事というのか、仕事の都合で一時保育に預けるという事は昔から駄目だったのか、最近駄目になったのか、それとも法的に駄目なのか判りますか。

○議長（吉田好宏議長）住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）一時保育の関係につきましては、保育の理由。これについては、特に問いません。ただ、申請の段階できちっとした理由を書いて頂きたいというふうに今年、10 月か 11 月でしたか、保護者の方に申請に来られた段階でそういう話しをしております。

一時保育に関しては、特に仕事をしているから良いですとか駄目ですとか、そういう条件はありません。一時保育の場合、殆どが本人の申し出で例えば、子供の保育でちょっと疲れているので 1 回預けたいとか、そういった理由でも構いませんし、それからちょっと病院に行くので、その間預かってほしいという場合でも受けております。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第78号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第13、議案第79号 平成17年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。和風園園長。

○和風園長（中村幸雄園長）議案第79号 平成17年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成17年度沼田町養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成17年12月14日提出、町長名でございます。

(以下、補正予算第2号内容説明)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第79号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第14、議案第80号 平成17年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。旭寿園園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）議案第80号 平成17年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算について。平成17年度沼田町特別養護老人ホーム特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成17年12月14日提出、沼田町長名でございます。

（以下、別冊補正予算第2号内容説明）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。2番。

○2番（横山忠男議員）横山です。先ほどの養護老人ホームでは、燃料費245万円かかったのですが、この特別養護老人ホームは費用を沈着しているのか、どういうことですか。これ、補正を次にやる時はもう大体冬が終わるので、大丈夫なのかなという心配をしているのですがどうですか。

○議長（吉田好宏議長）園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）灯油でございますが、需用費の中で、ある程度は調整させて頂いておりますが、ここにはまだ発生する段階までは至っておりません。中で操作を少しさせて頂いてますので、ギリギリの線かと思いますが、万が一危なかったら3月に引っかかる場合も出てくるのですが、できるだけ中で操作を考えて行いたいと思っています。

ただ、利用者を控えておりますので、節減する所までは中々いきませんので、ガソリンとか車の方で出来るだけ節減はさせて頂いています。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか、12番。

○12番議員（橋場 守議員）5頁ですけども、こういうふうに日本語で利用者居住費と書いてもらえれば判りやすいのだけれども、国で言っているのはホテルコストと訳の判らない言葉ですが、こういうふうに書いてもらおうと大変判りやすいと思います。これによって、それぞれ負担額が増えたと思うのです。色々と収入によって負担額が違いますけども、例えばこれまで小遣いが幾らか残るという人達が、それによって本当に小遣いが残らなくなってしまうという状態が生まれていないかどうかお聞かせ頂きたいと思います。段階的にどれくらいずつ、負担が増えたのかもしも判ったら教えてほしいけども、書類持ってきていないならよろしいです。

○議長（吉田好宏議長）園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）段階では、年金の金額と、例えば預貯金が沢山持っている方。その段階によって精査されます。ただ、低い方では、前段確か申し上げましたけども、町長の方からも説明ありましたけども、補足給付というのがありますので、そこで調整されています。高額サービスの段階では、国の限度額があります。その限度額が、はみ出た分は先に1回支払います。支払ってから出た分については、その分は戻ってきます。その辺で大分精査されるということで、ただ橋場議員さん

言われるように、小遣いが云々という事になると、ちょっと疑問な所も出てくるのですが大体、前とはそんなに極端に変わりません。ただ、年金の金額によって低い方では逆に安くなっています。そういう補足給付の関係で安くなっています。

ぴしっとした説明が、もしも必要ならば、うちの方で用意致しますがよろしいでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）ほかにありませんか。13番。

○13番（大沼恒雄議員）関連になると思うのですが、介護報酬の関係が変わりまして、利用者介護収入が400万円減っていますと、利用者の食費が600万円。これは入ってくるお金が減になったという事ですよね。違いますか。それによって、例えば補填分は予算の中身で遣り繰りはあったとしても、实际的にこの足りなかった、特定財源のその他というのは基金の話でしょうか。基金からその分を足したのでしょうか。

となると、どうなんですか。国の介護報酬が変わって、勝手にマイナスされるのはいいのだけれど、それによって予算を組んでいたと思うのですが、くれなかったから基金から繰り入れしたという簡単なものなのですか。その辺はどうでしょうか。

○議長（吉田好宏議長）園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）この件につきましては、基金の繰り入れは致してございません。大体今までで、当初予算の所で、繰り入れ金を落としている場合は、工事費関係とかそっち側の方では、ギリギリの線で組めますので基金は繰り入れてございます。

経常の中で大体考えながら動いております。基金からこの分は下ろしてはいません。今回の場合、本来であればまだ、でかくなるのですが、先ほどいいました居住費ですね、その分が新たに発生していますので、その分で大分救われるということです。その分で調整をさせて頂いております。

○議長（吉田好宏議長）13番。

○13番（大沼恒雄議員）その部分で、7,618千円ほど出ていると思うのです。これは、機能回復訓練加算だとかものも入っていますよね、それはそれとして別にしても、400の400だから600万円ほど利用者の食費代についての収入が無くなっている訳ですよね。それはどういう形で、なんというか補填されなくなったのでしょうか。どういう形でこの6,167千円というのは、今後として形はどのようなふうになっていくのか、どう聞いて良いのか判らないのだけれど、どういったら良いのかな。

○議長（吉田好宏議長）園長。

○旭寿園長（田中 聡園長）この関係なのですが、最初色々他の施設とも協議した経過があります。一番最初説明申し上げたとおり、国で当初設定した金額、食費の

単価が高過ぎたそうです。で、その分を利用者に求めますという形になりました。色々な施設を聞いてみますと、結構今のケアハウスとかが凄く増えてきています。利用者を自分の所に引っ張る。全国的にですが、どこでも良いですから引っ張れる形になります。その時に、ずんずん今も少し出てきているのですが、自分所だけガードして出さないようにします。待っていても。するとその辺で、食費を利用者から取ると、結局安い方に流れる。ちょっとこの間データが出てきたのですが、国の基準が変わって利用者に負担を求めている施設が、今の所ございません。98%が、基準が下がったまま、そのままの経理でやっています。残りの%の分については、逆に下げています。下げると私共運営になりませんので、国の基準を最低ギリギリで守るという形でやっています。

この件につきましても、国で基準単価を設定したものですから、私らケンカしようと思っても中々なりませんので、それで他の施設を調べてみたら、やはり同じ結果で動いている状況です。その分が結局収入の減額になってございます。

○議長（吉田好宏議長）町長。

○町長（西田篤正町長）結論的に言いますと、国は特別養護老人ホームは儲け過ぎている、だから単価を下げましょう。それで介護報酬を下げたのです。下げたのですけども、うちの場合は予算で見たら判るように、人件費とかがたまたま退職者がいて下がっています。それで今年は上手く行っているのです。来年以降は非常に運営が厳しい。そういう状況です。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第80号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第15、議案第81号 平成17年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第81号 平成17年度沼田町国民健康保険特

別会計補正予算について。平成１７年度沼田町国民健康保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１７年１２月１４日提出、沼田町長名でございます。別冊補正予算書１頁をお開き願いたいと思います。

〔以下、別冊補正予算第２号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８１号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第１６、議案第８２号 平成１７年度沼田町介護保険特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第８２号 平成１７年度沼田町介護保険特別会計補正予算について。平成１７年度沼田町介護保険特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１７年１２月１４日提出、沼田町長名でございます。別冊補正予算書の１頁をお開き願いたいと思います。

〔以下、別冊補正予算第２号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。１３番。

○１３番（大沼恒雄議員）補正の中身は判ったのですが、課長こうなると介護保険料は、今後高くなるのですか安くなるのですか、その動向を教えてくださいませんか。

○議長（吉田好宏議長）はい、課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）現年度の介護保険料につきましては、３年前に保険料を決定しております。この中では、介護保険料の料金の見直しについては特にありませんので、現年度はこのままの推移でいきます。

ただ、次年度１８年の４月から３期目の介護保険料の算定をすることになっております。この中では、実は大きな問題として、こういった介護保険の改正の内容、それから老人ホームの施設の部分で、老人ホームの処置施設の部分で見直し等がございまして、そこに介護保険料とか介護サービスだとかを入れていくといった事も出てきています。そういった中で、総体の事業量を把握しなければ、来年の保険料が上がる下がるということが今の段階では言えない、今色々と試算をして取り進めている所ですが、この関係についてもある程度の試算が出来た段階では議員さんの皆さんにも説明をさせて頂きたいと思いますが、現段階で上がる下がるの判断はちょっと出来ておりませんので、ご了解頂きたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第８２号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。ここで、暫時休憩を致します。

休憩 １４時５６分

再会 １５時０６分

○議長（吉田好宏議長）再会致します。日程第１７、議案第８３号 平成１７年度沼田町老人保健特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長（辻 広治課長）議案第８３号 平成１７年度沼田町老人保健特別会計補正予算について。平成１７年度沼田町老人保健特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成１７年１２月１４日提出、沼田町長名でございます。別冊の補正予算書の１頁をお開き願いたいと思います。

〔以下、別冊補正予算第２号内容説明〕

（途中「説明省略の声あり」）

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありま

せんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第83号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第18、議案第84号 平成17年度沼田町公共下水道特別会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第84号 平成17年度沼田町公共下水道特別会計補正予算について。平成17年度沼田町公共下水道特別会計補正予算を別冊のとおり提出する。平成17年12月14日提出、町長名でございます。

(以下、補正予算第2号内容説明)

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。11番。

○11番（野 道夫議員）5頁の下水道事業の補助金の中で、神課長から説明があったのですが、特定環境保全公共下水道事業の補助金についてこれは、堆肥場との事でお話されたのですが、この特定環境保全の補助で、農業用の堆肥盤みたいなものは補助の対象にならないのでしょうか。各それぞれの1軒、1軒といったら面倒ですけども、各部落くらいに一つ、堆肥盤を作るという考え方をした場合に、この補助の対象にならないのでしょうか。

ちょっとこれとは別の話かもしれないけど、ちょっと聞きたいのですが。

○議長（吉田好宏議長）11番、これは質問ですか。

○11番（野 道夫議員）ええ、いや、あの、質問というか、まあ質問にして、この補助の中身が別なものに使えないか、使って補助がもらえないか、ちょっと私聞いたのです。まあ、質問だね。

○議長（吉田好宏議長）建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）下水道事業特別会計につきましては、あくまでも下水道事業を運営するために補助を頂いているものでございます。ちなみに、国土交通省の補助を頂いている訳でございますので、これをそれ以外の用途に使うことはできません。ということをご理解賜りたいと思います。

○議長（吉田好宏議長）他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第84号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

○議長（吉田好宏議長）日程第19、議案第85号 平成17年度沼田町水道事業会計補正予算についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（神 憲彦課長）議案第85号 平成17年度沼田町水道事業会計補正予算について。平成17年度沼田町水道事業会計補正予算を別冊のとおり提出する。

平成17年12月14日提出、町長名でございます。

〔以下、補正予算第2号内容説明〕

○議長（吉田好宏議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第85号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって本案は、原案のとおり決しました。

(議 員 発 議)

○議長（吉田好宏議長）日程第20、発議第1号 沼田町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題と致します。

本件につきましては、先の「議員定数並びに議会活動等調査特別委員会」において十分協議されておりますので、この際説明・質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認め、説明・質疑を省略致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。12番。

○12番議員（橋場 守議員）私は以前から話しているとおり、議員の定数というのはやはり減らさないで、これだけ色々な複雑な政治の中身が出てきているので、やはり住民の皆さんに、ただ町政だけではなくて国の動きや道の動きもやはり知ってもらうという責任があると思う訳です。

そういう意味からいってやはり、10名にするのは反対であるという事で、反対を致します。

○議長（吉田好宏議長）他にご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。発議第1号は、原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

○議長（吉田好宏議長）挙手多数であります。よって本案は、原案のとおり決しました。

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）再会いたします。議事日程の追加について、お諮り致します。

ただいま、事務局より請願書2件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、日程第21、請願第7号。憲法の改悪に反対し、9条を守ることを求める請願について。日程第22、請願第8号。最低保障年金制度の創設を求める請願について。以上、日程に追加することに決しました。

(請願の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第２１、請願第７号。憲法の改悪に反対し、９条を守ることを求める請願についてを議題と致します。

お諮り致します。本請願については、会議規則第９２条第１項の規定により総務文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査に致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第７号は総務文教常任委員会に付託することに決しました。

(請願の審議)

○議長（吉田好宏議長）日程第２２、請願第８号。最低保障年金制度の創設を求める請願についてを議題と致します。

本請願については、会議規則第９２条第２項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第７号は委員会付託を省略することに決しました。直ちに審議に入ります。ここで、紹介議員より説明を求めるところですが、この際、説明・質疑を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明・質疑を省略する事に決しました。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご意見なしと認め、討論を終結します。本案について採決します。お諮り致します。請願第８号は、採択すべきものと決定してご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、請願第８号は採択すべきものと決しました。

(議事日程の追加)

○議長（吉田好宏議長）議事日程の追加について、お諮り致します。

只今採択された、請願に伴う意見書（案）等４件について追加案件が提出されました。この際、これを日程に追加したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。

よって、日程第２３、意見案第１８号、最低保障年金制度の創設を求める意見書（案）について、日程第２４、意見案第１９号、義務教育費国庫負担制度の廃止と学校事務職員と栄養職員を適用除外することに反対する意見書（案）について、日程第２５、意見案第２０号、平成１８年度予算等における森林・林業・木材産業施策の確立を求める意見書（案）について、日程第２６、閉会中の所管事務調査の申し出について、以上日程に追加することに決しました。

（意見案の一括審議）

○議長（吉田好宏議長）意見案の一括議題についてお諮りします。この際、意見案第１８号から第２０号までを一括して議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、意見案第１８号から第２０号は、一括して議題とすることに決しました。提案者より説明を求めるところですがこの際、説明、質疑、討論を省略致したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、説明、質疑、討論を省略することに決しました。

それでは意見案３件を一括して採決致します。お諮り致します。只今の意見案３件は、原案のとおり関係機関に提出することに決定してご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり関係機関に提出することに決しました。

（所管事務調査の申し出）

○議長（吉田好宏議長）日程第２６、閉会中の所管事務調査の申し出についてを議題と致します。お諮り致します。

本件は、産建民生常任委員会が調査終了まで閉会中の所管事務調査の申し出であります。この際、説明を省略し、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（吉田好宏議長）ご異議なしと認めます。よって、本件は許可することに決しました。

（ 閉 会 宣 言 ）

○議長（吉田好宏議長）以上で、本定例会に付議された案件は、すべて終了致しました。

これにて、平成１７年第４回沼田町議会定例会を閉会致します。大変ご苦労様でした。

１５時２８分 閉会

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員